

議案第41号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月11日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条（見出しを含む。）中「から平成32年度までの間」を削る。

附則に次の 1 条を加える。

（令和元年度における保険料率の特例）

第 9 条 第 4 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,300円とする。

2 第 4 条第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和

元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,000円とする。

3 第 4 条第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和

元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,200円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 9 条の規定は、令和元年度分

の保険料に適用する。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第3条（略） （保険料率） 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,300円 （2）政令第39条第1項第2号に掲げる者 52,900円 （3）政令第39条第1項第3号に掲げる者 52,900円 （4）—（16）（略） 第5条—第17条（略） 附 則 第1条—第7条（略） （平成30年度_____における保険料率の特例） 第8条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,700円とする。 （令和元年度における保険料率の特例） <u>第9条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,300円とする。</u> <u>2 第4条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和</u>	第1条—第3条（略） （保険料率） 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,300円 （2）政令第39条第1項第2号に掲げる者 52,900円 （3）政令第39条第1項第3号に掲げる者 52,900円 （4）—（16）（略） 第5条—第17条（略） 附 則 第1条—第7条（略） （平成30年度から平成32年度までの間における保険料率の特例） 第8条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度<u>から平成32年度までの間</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,700円とする。

元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,000円とする。

3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和
元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,200円とする。